

申請日 2026 年 7 月 21 日

一般社団法人 資産運用業協会
会長 殿

中銀アセットマネジメント株式会社
代表取締役 平本 辰雄

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 9 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2026 年 3 月末日現在)	1 億 2,000 万円
会社が発行する株式の総数	4,000 株
発行済株式の総数	2,400 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、3 名以上で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

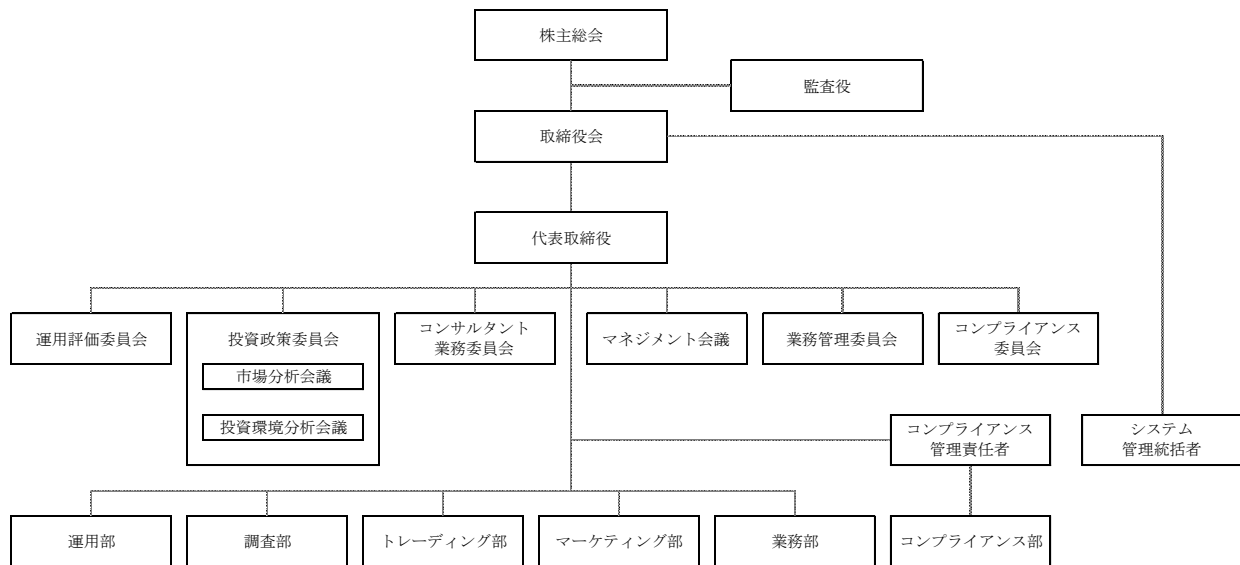
取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役を選定するほか、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、取締役社長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって行います。

組 織 図



※上記組織は、2026年5月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

〈運用の意思決定機構〉

投資環境分析会議および市場分析会議は、運用部長を議長として原則月1回開催し、それぞれにおいて経済・社会・金融・国際情勢等の投資環境分析、株式市場等のマーケット分析を行います。

運用評価委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用成果の評価・分析および運用リスクの評価、プロダクトガバナンスの実効性確保に向けた検討を行います。

投資政策委員会は、運用部長を委員長として原則月1回開催し、上記会議の評価・分析内容等を踏まえ、運用対象とする有価証券の種類・銘柄、有価証券にかかる投資対象業種別期待収益率、投資対象国別の通貨・株式・債券等の投資価値等の評価・検討を行い、投資方針を決定します。

業務管理委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用にかかるリスクの管理、コンプライアンスにかかる事項の検証を行うことで、運用の意思決定に対する牽制機能としての役割を担っています。

マネジメント会議は、社長を議長として必要により随時開催し、投資信託の運営にかかる事項（商品組成・投資信託約款・分配金・償還等）の審議・決定を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2026年5月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託23本、純資産総額は1,207億円です。（親投資信託を除きます。）

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,601,378	1,684,381
前払費用	1,836	4,979
未収委託者報酬	197,427	204,062
未収収益	794	—
仮払金	23	67
その他	43	57
流動資産合計	1,801,504	1,893,548
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	213	159
器具備品（純額）	1,549	1,613
有形固定資産合計	※ 1 1,763	※ 1 1,772
無形固定資産		
電話加入権	466	379
無形固定資産合計	466	379
投資その他の資産		
投資有価証券	9,991	12,043
長期差入保証金	7,714	7,248
長期前払費用	—	1,614
繰延税金資産	11,791	10,075
投資その他の資産合計	29,496	30,981
固定資産合計	31,726	33,134
資産合計	1,833,230	1,926,682

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	629	451
未払金	65,390	67,029
未払手数料	55,715	56,932
その他未払金	9,674	10,097
未払費用	3,233	2,929
未払法人税等	35,561	46,225
未払消費税等	16,830	13,513
契約負債	14,978	14,978
賞与引当金	9,968	10,859
役員賞与引当金	1,870	-
流動負債合計	148,462	155,986
固定負債		
退職給付引当金	13,760	11,466
役員退職慰労引当金	4,808	-
固定負債合計	18,568	11,466
負債合計	167,030	167,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金	30,000	30,000
その他利益剰余金	2,100,915	2,193,909
繰越利益剰余金	2,100,915	2,193,909
利益剰余金合計	2,130,915	2,223,909
自己株式	△584,709	△584,709
株主資本合計	1,666,205	1,759,200
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△6	30
評価・換算差額等合計	△6	30
純資産合計	1,666,199	1,759,230
負債純資産合計	1,833,230	1,926,682

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
営業収益		
委託者報酬	714,105	776,303
運用受託報酬	37,657	25,103
投資助言報酬	1,700	1,700
その他営業収益	19,100	19,400
営業収益計	※ 1 772,562	※ 1 822,507
営業費用		
支払手数料	206,990	218,495
広告宣伝費	5,371	5,186
調査費	84,752	90,391
調査費	84,752	90,391
営業雑経費	10,752	11,584
通信費	1,232	1,438
印刷費	7,975	8,581
協会費	1,339	1,346
諸会費	205	217
営業費用計	307,867	325,658
一般管理費		
給料	204,205	201,937
役員報酬	15,856	17,299
給料・手当	113,117	107,865
賞与	34,839	36,342
賞与引当金繰入額	9,968	10,859
役員賞与引当金繰入額	2,249	1,554
法定福利費	27,633	26,634
その他の福利厚生費	541	1,381
交際費	353	612
旅費交通費	4,988	4,602
租税公課	5,592	5,860
不動産賃借料	8,264	7,657
退職給付費用	2,711	2,155
役員退職慰労金	-	797

役員退職慰労引当金繰入額	810	—
固定資産減価償却費	1,652	782
諸経費	23,984	30,062
一般管理費計	※ 2 252,561	※ 2 254,466
営業利益	212,132	242,382
営業外収益		
受取利息	958	3,302
雑益	83	—
営業外収益計	1,042	3,302
営業外費用		
雑損	3	87
営業外費用計	3	87
経常利益	213,172	245,597
税引前当期純利益	213,172	245,597
法人税、住民税及び事業税	59,881	73,907
法人税等調整額	△703	1,699
法人税等合計	59,178	75,607
当期純利益	153,993	169,990

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	△584,709	1,569,361	△18	1,569,343
当期変動額								
剰余金の配当			△57,148	△57,148		△57,148		△57,148
当期純利益			153,993	153,993		153,993		153,993
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							11	11
当期変動額合計	-	-	96,844	96,844	-	96,844	11	96,856
当期末残高	120,000	30,000	2,100,915	2,130,915	△584,709	1,666,205	△6	1,666,199

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	120,000	30,000	2,100,915	2,130,915	△584,709	1,666,205	△6	1,666,199
当期変動額								
剰余金の配当			△76,995	△76,995		△76,995		△76,995
当期純利益			169,990	169,990		169,990		169,990
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							36	36
当期変動額合計	-	-	92,994	92,994	-	92,994	36	93,030
当期末残高	120,000	30,000	2,193,909	2,223,909	△584,709	1,759,200	30	1,759,230

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

器具備品 4～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

投資助言報酬

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号「リース」の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号「リース」と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	2,168 千円	2,221 千円
器具備品	18,305	18,584

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は、全て顧客との契約から生じる収益であります。

※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一般管理費	2,567 千円	4,174 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合計	2,400	—	—	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	—	—	1,200
合計	1,200	—	—	1,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	57,148	47,624	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	76,995	64,163	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合計	2,400	—	—	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	—	—	1,200
合計	1,200	—	—	1,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	76,995	64,163	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,994	70,829	2026年3月31日	2026年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	9,991	9,991	-
資産計	9,991	9,991	-

*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	10,043	10,043	-
資産計	10,043	10,043	-

*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	2025年 3 月31 日	2026年 3 月31 日
投資有価証券 非上場株式	-	2,000

非上場株式は、市場価格のない株式等であることから、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2025年 3 月31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
預金	1,601,378	-	-	-
未収委託者報酬	197,427	-	-	-
合計	1,798,805	-	-	-

当事業年度 (2026年 3 月31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
預金	1,684,381	-	-	-
未収委託者報酬	204,062	-	-	-
合計	1,888,444	-	-	-

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時 価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	9,991	—	9,991
合 計	—	9,991	—	9,991

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時 価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	10,043	—	10,043
合 計	—	10,043	—	10,043

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

其他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,991	10,000	△8
合 計	9,991	10,000	△8

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	10,043	10,000	43
合 計	10,043	10,000	43

（注）非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、上表の「其他有価証券」には含めておりません

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
退職給付引当金の期首残高	11,737千円	13,760千円
退職給付費用	2,023	1,612
退職給付の支払額	-	3,906
退職給付引当金の期末残高	13,760	11,466

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	13,760 千円	11,466 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,760	11,466
退職給付引当金	13,760	11,466
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,760	11,466

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用(注) 前事業年度 2,711 千円 当事業年度 2,155 千円

(注) 出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	4,320 千円	3,600 千円
賞与引当金	3,040	3,409
未払事業税等	2,213	2,295
未払事業所税	184	185
その他	2,032	583
繰延税金資産合計	11,791	10,075

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5 %	— %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	—
住民税均等割	0.1	—
評価性引当額の増減額	0.0	—
税額控除	△2.8	—
その他	△0.4	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.8	—

※当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	714,105 千円	776,303 千円
運用受託報酬	37,657	25,103
投資助言報酬	1,700	1,700
その他	19,100	19,400
顧客との契約から生じる収益	772,562	822,507

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	179,749	198,221
契約負債	29,956	14,978

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,956千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	198,221	204,062
契約負債	14,978	14,978

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,978千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	—	投資一任契約	投資一任の受託	28,830	契約負債	14,978
						投信の販売委託	投信の販売委託	40,216	未払手数料	11,717
						コンサルタント	コンサルタント業務の提供	19,100	—	—
						投資助言	投資助言サービスの提供	500	—	—
						貸借契約	保証金の差入	—	長期差入保証金	7,604
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	—	投信の販売委託	投信の販売委託	93,032	未払手数料	22,348

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	—	投資一任契約	投資一任の受託	16,322	契約負債	14,978
						投信の販売委託	投信の販売委託	40,766	未払手数料	11,656
						コンサルタント	コンサルタント業務の提供	19,400	—	—
						投資助言	投資助言サービスの提供	500	—	—
						貸借契約	保証金の差入	—	長期差入保証金	7,248
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	—	投信の販売委託	投信の販売委託	102,543	未払手数料	25,338

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

㈱ちゅうぎんフィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,388,499円68銭	1,466,025円26銭
1株当たり当期純利益金額	128,327円93銭	141,658円37銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(千円)	153,993	169,990
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	153,993	169,990
普通株式の期中平均株式数(株)	1,200	1,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2026年7月22日
作成基準日 2026年6月30日

本店所在地 岡山市北区柳町2-11-23
お問い合わせ先 業務部

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 30 日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 武士 雄太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。